



門田事務所 Official HP!

2005.4.1 <http://www.kadota-office.com/> 公開中!!

今月の言葉

一張一弛

~いっちょいっし

〔弦を張ることとゆるめること〕
弓の弦を張ったりゆるめたりするように、
気持ちをひきしめたりゆるめたりすること。
厳格さと寛大さを交互に示すこと。

~メリハリが大事、ってことね。

Photo by Yoko K.

写真：富士吉田にて



平成17年3月22日、第162回国会に会社法案が提出されました。

その会社法の概要については、新聞や書籍でご存知の方々も多いことと思います。

従来、「会社」を規定するものとしては、「商法」や「有限会社法」や「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」などと分かれておりましたが、今回の「会社法」により、それらが一本化される予定になっています。

ちなみに会社法の施行は平成18年度(2006年度)からの予定です。

詳しい内容については、随時このニュースでもお届けしていきたいと思います。

司法書士・行政書士 門田 修



この3月から4月にかけて、労働・社会保険に関する諸法令の改正・施行がありました。介護保険料や雇用保険料の変更はすでに皆様の事業所でも実施済みだと思います。さらにこの春から、育児・介護休業法や高齢者等雇用安定法等も改正・施行されています。今号では、平成17年3月から平成19年までに予定される法改正を簡単にまとめたハンドブックを作成、付録として同封させて頂きました。ご参考まで、お手元に置いていただければ幸いです。なお、ご質問等がございましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください。

社会保険労務士 門田陽子



特集：時間外労働の割増率

最近、特にご質問の多い時間外労働の割増率について徹底的に整理をしましょう。

東京電力の64億円にのぼるサービス残業代支払いのニュース(Kadota-Office.com 4月号ご参照)はまだ記憶に新しいところです。これほどの金額ではないにせよ、時間外労働の割増率に関するニュースが後を断たないこともあるでしょう、事業所様からの割増率の確認のご質問が大変多くなっています。そこで今号では、特集を組み、皆様と改めて割増賃金について考えてみることにします。

- ? 割増賃金...使用者が、法定労働時間を延長し、または法定休日に労働させた場合支払われます。
- ? 計算方法...労働時間または労働日の賃金(月給制の場合は月額を1ヵ月の所定労働時間で割った金額:但家族手当&通勤手当&別居手当(単身赴任)&子女教育手当&住宅手当&臨時に支払われた賃金&1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く)を基礎とし、これに割増率を乗じます。
- ? 支払ないと...**裁判所は労働者の請求により「使用者が支払わなければならない未払金のほかこれと同一額の付加金」の支払いを命ずることができます。(請求の時効は2年)**

例:勤務時間 9:00~18:00(平日所定労働時間:8時間 休憩:1時間 土曜:所定休日 日曜:法定休日)の場合

| | | | | | | |
|-----------|------|------|------|-------|-------|-----------------|
| 平日 | 0:00 | 5:00 | 9:00 | 18:00 | 22:00 | 24:00 |
| | +50% | +25% | | +25% | +50% | (~5:00迄) |
| 土曜 | 0:00 | 5:00 | 9:00 | 18:00 | 22:00 | 24:00(0:00~日曜日) |
| | +50% | | +25% | | +50% | +60% |
| 日曜 | 0:00 | 5:00 | 9:00 | 18:00 | 22:00 | 24:00(0:00~月曜日) |
| | +60% | | +35% | | +60% | +50%(~5:00迄) |

割増賃金の算定は0時から24時を1日として計算します。法定休日は法律で定められた1週間に1度の休日、所定休日は会社が定めた休日です。深夜割増の25%は、**深夜という時間帯に対して支払われるため、元々、深夜が労働時間の場合は、通常賃金の+25%が賃金額となります。**

割増賃金を就業規則で定めるときの表現は?
<割増率の一覧表>とするのがよいでしょう。

| 勤務時間・日の区分 | 割増率 |
|-------------------|------|
| 所定時間外勤務 | |
| ・40時間以上 | 1.25 |
| 休日勤務 | 1.35 |
| 深夜勤務 | 0.25 |
| 所定時間外勤務+深夜勤務 | 1.50 |
| 休日勤務+所定時間外勤務 | 1.35 |
| 休日勤務+深夜勤務 | 1.60 |
| 休日勤務+所定時間外勤務+深夜勤務 | 1.60 |
| 徹夜明け勤務 | 0.25 |

健康ワンポイント講座 VOL.5

春のほこりに要注意!

4月30日、仙台管区气象台で「天気不明(のちに煙霧と訂正)」という非常に珍しい発表がありました。これは黄砂で空の状況がわからなかったことが原因で起こった珍事ですが、春はほこりっぽい風がよく吹くので、結膜炎やものもらいなど、目の疾患が増える時期です。

外からもどいたら、洗眼・手洗い・うがいなどを心がけましょう。また、皮膚は皮脂の分泌が盛んになり、にきびや吹き出物が増える季節。自分の肌に合った石鹸を使用し、身体を生活に保ちましょう。



Kadota office.com
2005.5

#発行: 2005年5月1日

#編集・構成

門田修司法書士行政書士事務所
門田陽子社会保険労務士事務所

編集後記:



今、事務所の近くの空き地でタンポポが満開です(写真)。周辺では東北大学農学部の牧草地を除いて唯一とあっていい「まとまった空き地」なのですが、草も虫もちゃぁんとそこがわかっているのですね...それぞれが根っこをしっかりと張って「春を謳歌」しています。

根っこを張る、といえば今、楽天イーグルスが最初の山場を迎えていますね。なかなか勝てない...という覚悟は決めていたものの、やはり現実を突きつけられると切ないです。ただ、もっと切ないのは先日発表された人事。結果が出ないとはいえ、GM、ヘッドコーチ、打撃コーチの降格は会社で言えば常務や部長が課長級に、というところでしょか、日々勝負...あなたはそんな毎日を過ごしていますか?

発行: 門田修 司法書士行政書士事務所 司法書士・行政書士 門田修
門田陽子 社会保険労務士事務所 社会保険労務士 門田陽子

ADDRESS 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-11 伊藤ビル 1F

TEL:022-271-6751 FAX:022-271-6758 URL: <http://www.kadota-office.com/>

✉ 門田修宛: osamu.k@kadota-office.com ✉ 門田陽子宛: yoko.k@kadota-office.com

✍ 修日記 <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/> ✍ 陽子日記 <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

